

対象品目:野菜, 果樹

規範項目

27

セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する許可取得及び適切な飼養管理の実施

規範の必要性や背景

*セイヨウオオマルハナバチは、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、特定外来生物に指定され、飼養等が規制されています。セイヨウオオマルハナバチを利用する場合は、許可が必要です。

取組事項

- セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合は環境省の許可を必ず取得する。
- 飼養するときは、逃げ出し防止対策を講じる等、適切な飼養管理を行う。

解説

平成18年9月1日より、セイヨウオオマルハナバチ(図3)は、日本の生態系に悪影響を与える生物として、特定外来生物に指定されました。特定外来生物に指定されると、飼育や輸入などが禁止されます。しかし、農業経営において受粉を目的とする場合等に限り、逃亡防止措置を施すこと等を条件に飼育が許可されます。

このため、利用に当たっては施設外に逃げ出すことが無いよう、厳重な管理が求められています。

*正しい飼養管理をせず、環境大臣からの飼養等の改善などの措置命令にも従わない場合は、飼養許可の取消しのみならず、個人では3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、法人では1億円以下の罰金と厳しい罰則が設けられています。

●飼養の主な条件（特定外来生物法）

・環境大臣の許可が必要です

許可の有効期限は3年間です。続けて使用する場合は、期限が切れる前に更新手続きを行う必要があります。

・許可証の提示が必要です

セイヨウオオマルハナバチを利用するハウスの入口等に許可証のコピーを貼るなど、許可を得て飼養していることがわかるようにしましょう(図1)。

・隙間ができないようにネットで覆うことが必要です。

セイヨウオオマルハナバチは、上部や角に集まる習性がありますので、上部の隅などの隙間をなくすることがポイントです。隙間無くネットが張られているか、定期的に点検しましょう。

・出入口は二重構造が必要です。

人が出入りする際に逃げ出すことがないように、出入口の戸の内側又は外側にネットを適切に設置しましょう(図2)。

・利用後は確実な処分が必要です。

使い終わった巣箱は、巣箱ごとプラスチック袋に入れ直射日光に当てて蒸し焼きにする等、確実に殺処分を行ってください。

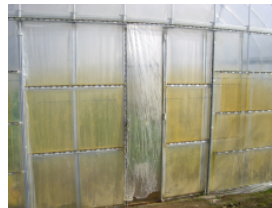
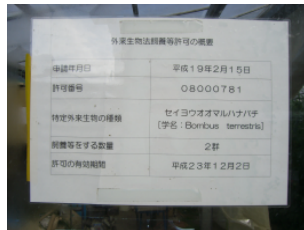
・移動時は二重囲いが必要です。

蜂の入った巣箱を一時的にハウスの外に持ち出すときは、巣箱をネットや別の箱等に入れて、二重囲いに収納した状態で運びましょう。

引用：関東農政局HP



(図1) 栽培施設への許可証の掲示



(図2) 開口部のネットの設置 (図3) セイヨウオオマルハナバチ



出典：農業ナビゲーション研究所「GAP取組支援データベース」

◆参考情報

・飼養許可等に関する問合せ先

関東地方環境事務所 〒330-6018 さいたま市中央区新都心11-2
明治安田生命さいたま新都心ビル18F
TEL 048-600-0817 FAX 048-600-0517

・セイヨウオオマルハナバチの飼養等許可などに関する情報（環境省HP）

<http://www.env.go.jp/nature/intro/3breed/maruhana.html>

・セイヨウオオマルハナバチ(特定外来生物)について（関東農政局HP）

http://www.maff.go.jp/kanto/seisan/engei/houkakonchu/bombus_terrestris.html

◆関連法令等

・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法について/環境省HP）

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2law/index.html>

・環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（環境省HP）

https://www.env.go.jp/nature/intro/2law/files/saimoku_maff_moe.pdf